

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 趣旨

千葉県警察においては、令和5年12月からクレジットカード等でも手数料の納入を可能とするキャッシュレス決済を導入することで、利便性向上を図っていくことを検討しています。

さらに、千葉県収入証紙を購入する手間や、千葉県収入証紙を取り扱うことによる事務手続を見直し、千葉県警察で取り扱っている全ての警察関係手数料について、千葉県収入証紙による納入を廃止することで効率的な事務手続を行えるよう検討しています。

また、既に千葉県収入証紙を購入した者に対する利便性が損なわれないよう、施行日から1年程度の間、千葉県収入証紙を引き続き利用できるよう検討しています。

2 概要

(1) 改正後の手数料の納入方法

クレジットカード等によるキャッシュレス決済ほか現金

(2) 対象手続

千葉県警察で取り扱っている全ての警察関係手数料

(3) 改正内容

警察関係手数料について千葉県収入証紙による納入を廃止する。

(4) 施行予定日等

令和5年12月10日

また、施行日から1年程度の間、千葉県収入証紙を引き続き使用できることとする旨を規定する。